

広島市告示第 230 号

令和 7 年 4 月 8 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、南区市民部地域起こし推進課長の物品出納員事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた物品分任出納員

南区市民部地域起こし推進課児童館指導員 垣下 りさ（広島市仁保児童館）

2 委任させた事務

南区市民部地域起こし推進課に属する広島市仁保児童館における物品の出納保管に関する事務

3 委任期間

令和 7 年 3 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日まで